

射水市営墓地のご案内

1 名称及び位置

太 閤 山 公 園 墓 苑	射水市入会地赤坂 1 1 番地 1
南 郷 霊 園	射水市串田字鳥越 2 2 3 番地
大 島 墓 地	射水市小島 3 6 2 3 番地

2 墓地区画と空き区画について（令和 8 年 9 月 1 日 現在）

名称	区画区分		墓地区画数	空き区画数
太閤山公園墓苑 (1,685 区画)	第 1 種	4 m ²	8 3 7	4
	第 2 種	5 m ²	2 0 4	3
	第 2 種（全形指定区域）		1 0 8	1
	第 3 種	6 m ²	4 5 7	3
	第 4 種	1 0 m ²	7 9	2
南郷霊園 (313 区画)	第 1 種	3 m ²	3 0	1
	第 2 種	4 m ²	1 9 1	1 3
	第 3 種	5 m ²	6 5	4
	第 4 種	6 m ²	2 7	0
大島墓地			1 1 1	1

（※空き区画数は予約区画を含む。）

3 使用料と管理料について

名称	区画区分		使用料	管理料（1 年分）
太閤山公園墓苑	第 1 種	4 m ²	1 8 2, 0 0 0 円	2, 2 0 0 円
	第 2 種	5 m ²	2 2 8, 0 0 0 円	2, 7 5 0 円
	第 2 種（全形指定区域）		1 8 3, 0 0 0 円	
	第 3 種	6 m ²	3 1 5, 0 0 0 円	3, 3 0 0 円
	第 4 種	1 0 m ²	6 9 0, 0 0 0 円	5, 5 0 0 円
南郷霊園	第 1 種	3 m ²	2 1 0, 0 0 0 円	4, 1 9 0 円
	第 2 種	4 m ²	2 8 0, 0 0 0 円	
	第 3 種	5 m ²	3 5 0, 0 0 0 円	5, 2 4 0 円
	第 4 種	6 m ²	4 2 0, 0 0 0 円	
大島墓地			1 平方メートルあたり 6 5, 6 5 0 円	2, 5 2 0 円

※ 使用料は許可証交付の際、全額を納付書で納入してください。

※ 管理料は 5 年分一括で納入してください。

注意事項 契約後の使用料及び管理料は返還いたしませんので、墓地の申込みの際は現地を確認され、十分に納得されてからお申込みください。

4 墳墓等の設置基準について

名称	区画区分		墳墓等の総高	墳墓等の下台と境界線の間隔	
				隣接境界	後部境界
太閤山公園墓苑	第 1 種	4 m ²	墓地面から 1. 8 8 m以内	0. 2 0 m以上	
	第 2 種	5 m ²	墓地面から 1. 8 8 m以内	0. 3 0 m以上	
	第 2 種 (全形指定区域)		墓地面から 1. 2 8 5 m以内		
	第 3 種		6 m ²		
	第 4 種	1 0 m ²	2. 5 0 m以内		
南郷霊園	第 1 種	3 m ²	墓地面から 2. 2 0 m以内	0. 1 m 以上	0. 3 m 以上
	第 2 種	4 m ²	墓地面から 2. 5 0 m以内		
	第 3 種	5 m ²			
	第 4 種	6 m ²			
大島墓地	4 m ² 未満		墓地面から 2. 2 0 m以内		
	4 m ² 以上		墓地面から 2. 5 0 m以内		

※ 1 墳墓の正面は参詣路に平行して設置してください。

※ 2 墳墓を除く塀、竹垣及びその他工作物（以下「塀等」という。）は、原則として設置できません。ただし、射水市営南郷霊園においては、塀等の設置は、5 m²以上の区画のみ設置を可とし、高さは墓地面から 0. 6 m 以内で、境界縁石の内側までで控えてください。

※ 3 植樹は原則できません。ただし、射水市営南郷霊園において、植樹は前面のみ植栽を行うことができます。ただし、根張りが少なく通路や隣接地に障害を及ぼさない高さ 1 m 以内の灌木類で、使用者の方が常に良好な状態に管理を行ってください。

5 手続について

○新たに市営墓地を申し込むとき。

【申込み条件】

- ・ 射水市の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しており、市内で持ち家に住んでいる方
 - ・ 墓地使用権を承継する方（子）が同一世帯内にいる方
 - ・ 自分の家の墳墓の建立のため申込みし、使用許可を受けてから7年以内に墳墓を建立できる方
- （必須となる提出書類）

墓地使用許可申請書、チェックリスト、申請される方の世帯全員の住民票

○墓地使用者が亡くなり、墓地使用権を承継するとき。

墓地使用権承継許可申請書＋チェックリスト＋申請される方の世帯全員の住民票＋戸籍全部事項証明書

○墓地使用者の住所や氏名が変更したとき。

墓地使用者住所氏名等変更届＋使用者の住民票

○墓地の工事をしたいとき。

墓地工事着工届＋設計図書＋墓地使用許可書の写し＋区画プレートの写真

※完成後は墓地工事完成届と墳墓の完成写真を提出してください。

○墓地に納骨するとき。

墓地埋蔵改葬届、墓地使用許可証の写し、火葬許可証（火葬済証）又は改葬許可証

○墓地区画を返還したいとき。

墓地返還届＋墓地使用許可証

※使用者の方が自筆で返還届に記入し、提出してください。また、墳墓が建立されている場合は墓地を原状に回復して返還してください。なお、墓地区画を返還された場合、今まで納付された永代使用料及び管理料は返還されません。

お問い合わせ先

〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市役所 環境課

電 話 0766-51-6624

FAX 0766-51-6656